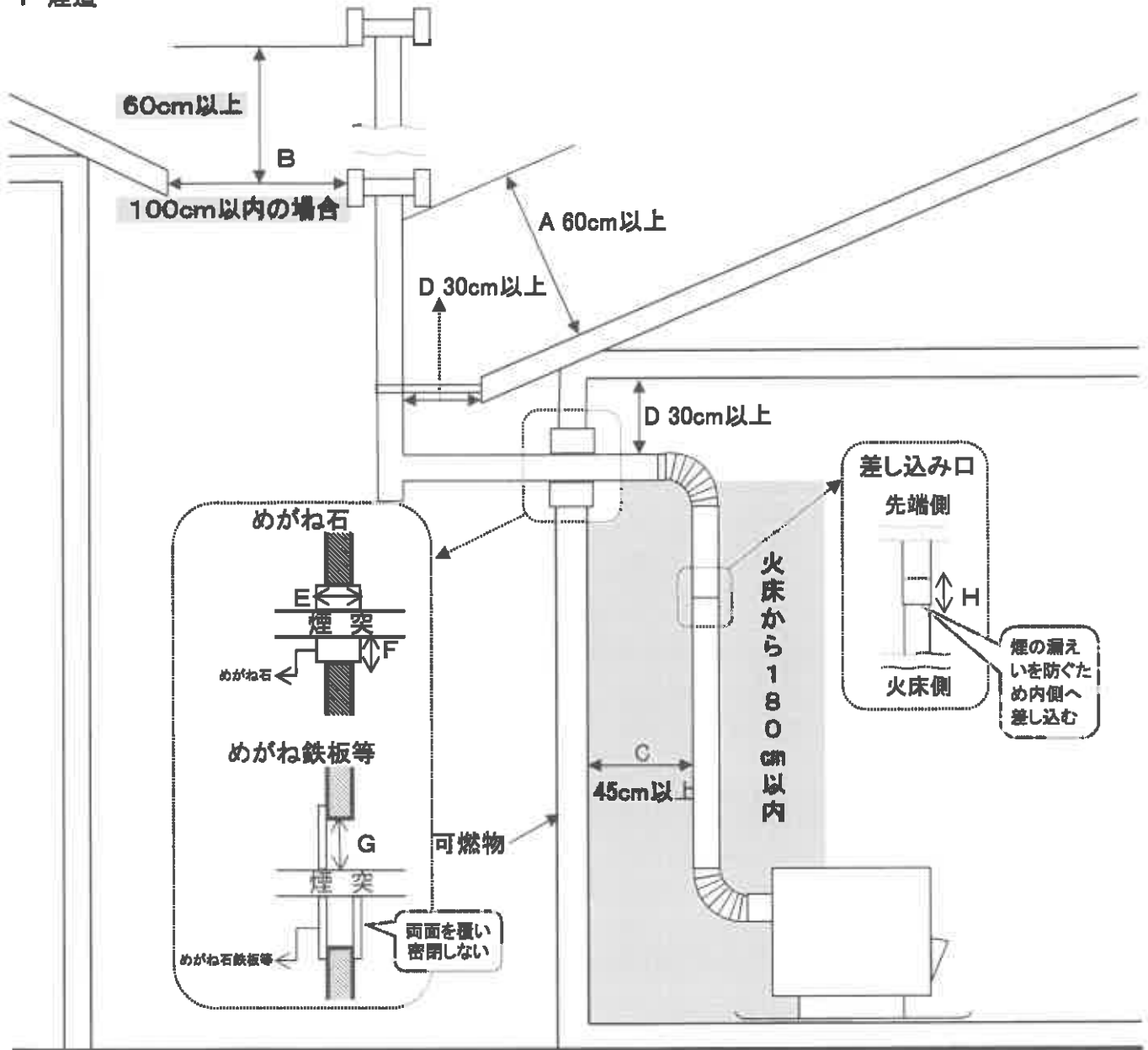


薪ストーブ煙突設置基準

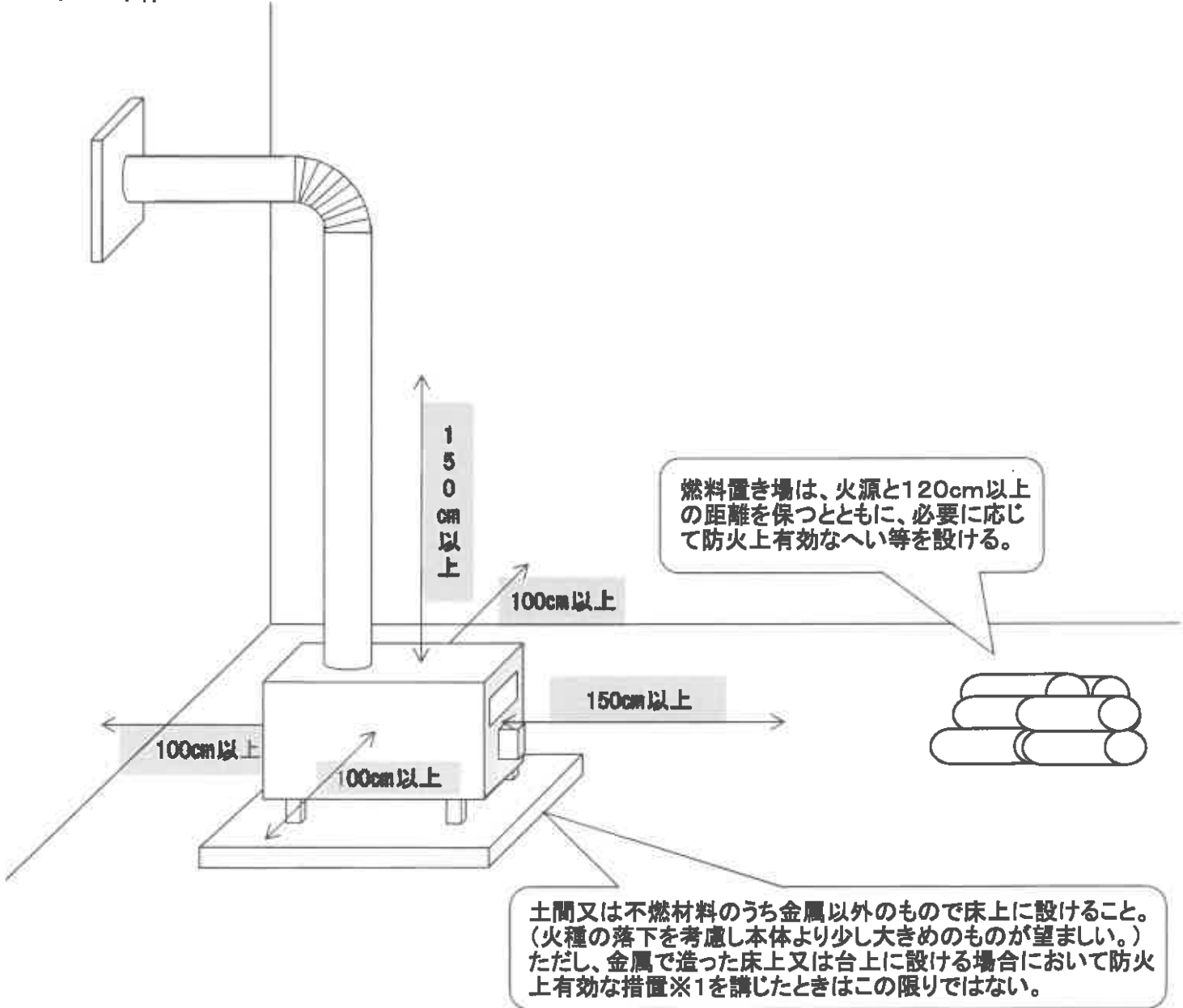
1 煙道



- A 煙突等の先端は、屋根面等からの垂直距離Aを60cm以上とし、煙突にあつては、建物の開口部から300cm以上離すこと。
- B 煙突等の高さは、その先端からの水平距離100cm以内に建築物の軒がある場合においては、その軒から60cm以上高くすること。
- C・D 煙突は火床から180cm以内にある部分は、建築物等の可燃性の物品から45cm以上、火床から180cmを超えところにある部分は30cm以上離して設けること。ただし、厚さ10cm以上の金属以外の不燃材で覆い、又はこれと同等以上の効力のある措置をし、火災予防上支障のない場合は、この限りでない。
- E めがね石の材質及び厚さEは、コンクリート又はコンクリート製と同等以下の熱伝導率を有する不燃材で、壁体等の厚さ以上とすること。
- F めがね石の穴の外周から壁体等までの幅Fは、煙突の内径が13.7cm以下の場合は10cm以上、13.7cmを超える場合は煙突の内径以上とすること。
- G めがね鉄板等を使用する場合は、Gの距離を貫通部から炉までの煙突の長さが、180cm以内の場合は45cm以上、180cmを超える場合は30cm以上とすること。
- H 金属製の煙突は、その継ぎ目におけるくい合わせを0.8cm以上、差し込みHは9cm以上とすること。差し込み方向は、屋外側が凹、ストーブ側が凸となるようにすること。（薪ストーブ専用のものはこの限りでない。）煙突は構造又は材質に応じ、支わく、支線、腕金具等で固定すること。

薪ストーブ設置基準

2 ストーブ本体



取灰入れ

蓋のある不燃性の取灰入れを設けること。不燃材料以外の材料で造った床上に設けるときは、不燃材料で造った台上に設けるか、又は防火上有効な底面通気を図ること。

可燃性の物品等からの火災予防上安全な距離

薪ストーブ	離 隔 距 離			
	上 方	側 方	前 方	後 方
	150cm以上	100cm以上	150cm以上	100cm以上

種 類	離 隔 距 離
灰捨場	建物等の可燃性の部分から30cm以上
燃料置場	火源から120cm以上

※1 火気使用設備を設置した床面又は台上の温度が、底面通気等の手段を講じて80℃を超えることとならない措置。